

道路占用掘削工事出来形管理用写真撮影要領

令和 7 年 5 月 14 日 7 湯土第 22 号 土木課長通知

1 この要領は、道路占用掘削工事出来形管理用写真（以下「出来形写真」という。）の撮影方法等について必要な事項を定めるものとする。

なお、上空線類の道路占用許可に係る工事状況写真の撮影方法等の取扱いは、別途湯河原町長と協議により決定するものとする。

2 出来形写真とは次に示すものをいう。

出来形写真	_____	工事着手前の写真
	_____	工事進捗状況写真
	_____	施工状況及び出来形測定写真
	_____	完成写真

3 写真の規格等

(1) 撮影に使用する撮影器具等は、必要な文字、数値等の内容が判読できる機能、精度を確保できるものとする。

(2) 写真の色彩

ア デジタルカメラを使用する場合は、データのプリントは、フルカラープリンター解像度 300 dpi 以上、インク・用紙等は通常の使用条件の下で5年程度顕著な劣化が生じないものとする。

イ 写真はカラーで、大きさはサービスサイズ程度、又はA 4 判に 2 枚または 3 枚が収まるものとする。

(3) 写真帳の大きさは、A 4 判とする。

(4) 写真帳の編集

ア 工事着手前の写真、工事進捗状況写真及び完成写真は、工事着手前から完成までの経過が把握できるように一括して順序よく整理する。

イ 施工状況及び出来形測定写真は写真帳に縮小平面図を添付して撮影箇所を明示し、施工順序に従い、系統立てて整理する。また、説明を要する写真には、写真帳のコメント欄に記載する。

ウ 電柱及び附帯する設備については、所管土木事務所長が認めた場合は、工事進捗状況写真並びに施工状況及び出来形測定写真の添付を省略することができる。

エ その他の写真は種類ごとに整理する。

オ 撮影箇所が複数の場合、完成写真は撮影方向等を明示した配置図、平

面図を添付し整理する。

4 出来形写真の撮影方法

- (1) 出来形写真は、工事の適正な施工が証明されるよう撮影すること。
- (2) 撮影は被写体に平行又は直角に撮影し、同一箇所で行う施工の各段階を撮影する場合は、同一位置、同一方向、同一角度から撮影する。全景写真の場合は同一地点から撮影する。
- (3) 写真の内容
写真撮影にあたっては、別紙「写真撮影箇所一覧表」に記載する箇所を撮影するものとする。
なお、工事看板の文字は、判読できるよう被写体とともに写しこむものとし、判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し写真に添付して整理すること。
- (4) 出来形等に係る主要寸法等の写し込み
撮影対象には必要に応じて基準線（下げ振り、水糸等で示す）を設定し、出来形や規格値との誤差等を確認するためのスタッフ、スチールテープ、リボンテープ等による主要寸法の計測状況を被写体とともに写し込む。
- (5) 照明
夜間工事等の撮影については、照明灯に注意し、鮮明な映像が得られるようにする。
- (6) 留意事項等
ア 別紙写真撮影箇所一覧表を適用し、次の事項を留意するものとする
 - ・ 撮影項目、撮影時期等が工事内容により不適切な場合は指示により追加、削減するものとする。
 - ・ 写真撮影箇所一覧表に記載のない工種等については、指示に従う。イ 寸法の写真は、「全体写真」とスタッフの寸法が確認できない場合、「寸法が判読可能なまでに拡大した写真」を提出すること。

附 則（令和 7 年 5 月 14 日 7 湯土第 22 号）

- 1 この要領は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。